

教育委員会

令和6年

北秋田市監査委員公告 第2号

財政援助団体等監査の結果に対する改善措置状況について

令和5年度財政援助団体等監査について、北秋田市教育長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年2月26日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 山形 聡 伸

北秋田市監査委員 佐藤 文 信

財政援助団体等監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 補助金交付について</p> <p>②令和4年度小中学校閉校記念事業補助金 (学校教育課) (阿仁合小学校、大阿仁小学校、阿仁中学校)</p> <p>本補助金は、それぞれの小中学校に組織された閉校記念事業実行委員会に交付されたもので、交付に当たっての事務手続きや補助金額の算定などは適正に処理されていた。しかし、補助金等交付申請書に添付する事業実施計画書及び補助事業等実績報告書に添付する事業実施報告書について、その様式に示しているにも関わらず、記入の仕方が理解されていないため記入が統一化されていない。</p> <p>本件は、様式を示す段階での説明(指示)や交付要綱第4条に規定する「書類の審査」の段階で発見できる事例であることから、今一度事務の徹底を図っていただきたい。</p> <p>また、各実行委員会の規約に会長ほか役員を規定しているが、その中に監査を担当する役員(以下「監事」という。)が定められていない。監事は会長から独立した機関としての会の出納経理等のチェック機能となることから、今後、同様の委員会や各種団体等には監事を選任するよう指導を図っていただきたい。</p>	<p>(学校教育課)</p> <p>ご指摘のとおり、補助金申請団体への様式の提示や記載方法の説明、書類等の受領時における内容確認の徹底を図り、適正な事業の実施に努めてまいります。</p> <p>また、交付団体等の健全な組織運営を行う上で、事務処理や会計等を監査する役員を選任し、団体等のチェック体制の構築が必要であることから、補助金を交付する団体に対し、監査担当役員(監事)を選任するよう指導してまいります。</p>